

発熱患者等の外来対応医療機関の指定・公表等について (医療措置協定に関する手続きとは異なります)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より別添通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、外来対応医療機関の新規指定や変更・解除の手続きに関する申請期限などを知らせるものです（以下概要）。

併せて、外来対応医療機関の指定の効力は、本年3月31日で自動的に失効しますが、本年4月以降についても、一部の医療機関への患者偏在の緩和や発熱患者等の円滑な受診先確保を目的として、府ホームページでの公表は当面の間継続予定である旨、記されています。

なお、今般の大阪府通知は、現時点での国方針をもとにしていることから、国の方針変更があった場合は再検討の予定であるとのこととです。

貴会におかれましてはご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

<追記>本件は、医療措置協定に関する各種手続きとは異なる点、申し添えます。

記

1. 外来対応医療機関の新規指定の手続き

- (1) 申請期限：令和6年3月8日（金）
- (2) 申請方法

大阪府行政オンラインシステムにより申請してください。手続き方法については、大阪府ホームページを参照してください（これまでの方法から変更ありません）。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/gairaitaiouiryokikan.html#online>

2. 指定内容の変更・指定解除の手続き

- (1) 申請期限：令和6年3月22日（金）※申請方法は、1. (2)と同様

3. 令和6年4月以降の公表

- (1) 公表対象の医療機関

令和6年3月31日時点で外来対応医療機関の指定を受けている医療機関

- (2) 公表内容

医療機関名、所在地、電話番号、指定区分（受入患者の区分）、発熱外来開設時間、対応できる外国語



●問い合わせ先：大阪府コールセンター

06-7178-3567

※土曜日・日曜日・祝日含む午前8時から午後9時まで